

住宅用防災警報器の合格表示等について

平成26年8月
日本消防検定協会

- 1 当協会では、平成25年3月27日に公布された消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第88号。以下「改正政令」という。）の施行に伴い、検定業務規程等の整備を行い、本年4月1日より、「住宅用防災警報器」について検定業務を開始しています。
- 2 「住宅用防災警報器」については、市場等の要望、改正政令附則第3条の規定等を踏まえ、本年4月1日から平成27年3月31日までの1年間、引き続き、受託評価（品質評価）業務を行います。
- 3 前1の検定業務及び前2の受託評価（品質評価）業務に基づく「住宅用防災警報器」に係る合格表示等は、次のとおりです。

「住宅用防災警報器」に係る合格表示及び型式番号

平成26年4月1日

平成27年3月31日

平成31年3月31日

規格省令・技術ガイドライン適合品

規格省令適合品

検定を受けていないものの販売等が認められる期間

未検定品の
販売等不可

検定

型式番号

住警第〇～〇号

合格表示



又は



販売等不可



販売等可

品質評価

型式番号

鑑住第〇～〇号
品評住第〇～〇号

合格表示



又は



備考 ➡ は、検定等を実施している期間で、検定等に合格し工場等から出荷される期間を示す。